

平成26年度「人権擁護委員の日」における 特設人権相談所の開設について

広島法務局三次支局 ☎0824-62-5070

広島法務局三次支局と三次人権擁護委員協議会では、今年も6月1日「人権擁護委員の日」を中心として、市内各地において特設人権擁護委員が相談をお受けします。

相談は無料で、難しい手続きはありません。相談内容の秘密は厳守します。日常での困りごと、心配事がありましたら、お気軽にご相談ください。

安芸高田市職員を募集します

総務課 ☎42-5611

平成27年4月1日採用予定の職員採用資格試験の概要は次のとおりです。学歴は問いません。

- 試験職種
 - 身体に障害のある人を対象とした事務職
- 主な受験資格
 - 昭和50年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人
 - 受付期限までに身体障害者手帳の交付を受けている人で、その障害の程度が1級から6級までの人
 - 活字印刷による出題に対応できる人
 - 自力による通勤ができ、介助者なしに職務の遂行が可能なる人

- 採用予定人員 若干名
- 受付期間 6月2日(月)～7月11日(金)
- 第1次試験日 7月27日(日)
- 第1次試験内容
 - 基礎能力検査(択一式筆記)
 - 性格適性検査(択一式筆記)
 - 面接
- 第1次試験場所
 - クリスタルアージュ(予定)

詳細については、「試験要項(受験案内)」をご覧ください。

「試験要項(受験案内)」は、総務課及び各支所にあります。また、市のホームページからもダウンロードできます。

安芸高田市公式マスコットキャラクター 「たかたん」の貸出について

商工観光課 ☎47-4024

平成25年12月に安芸高田市公式マスコットキャラクターに認定された「たかたん」は、市主催のイベントに参加することにより、安芸高田市のPRに幅広く取り組んでいます。

「たかたん」は、地域振興会・各種団体等で行われるイベント等にも貸出できますので、安芸高田市をよりPRするために市民のみなさんに「たかたん」を使用していただきたく考えています。

貸出条件、その他詳細につきましては商工観光課にお問い合わせください。

市民のみなさん、是非、「た

みんなで安芸高田市をPRしよう！



かたん」と一緒に安芸高田市をPRしていきましょう！よろしくお願いたします。

土砂災害防止 我が家は大丈夫ですか

危機管理課 ☎42-5625 管理課 ☎47-1201



「土砂災害防止月間」平成26年6月1日から30日まで

集中豪雨などによる土砂災害が心配されるこの時期に、土砂災害防止に対する市民の理解と関心を深め、災害知識の普及を図るとともに警戒避難体制の整備などを促進し、被害の防止や軽減を図ることとしています。

一瞬にして人命や財産を奪う土砂災害

土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害のほとんどが長雨や大雨が引き金となっており起ります。日ごろから、次の点に注意しましょう。

- ①雨の降り方、情報に注意を
 - 土砂災害発生の危険度が高まったときに、「土砂災害警戒情報」が発せられます。この情報が発表された場合は、雨量情報などに注意して自主的な避難を心がけましょう。1時間に20ミリ以上、また降り始めから100ミリ以上の降雨量になったら、十分な注意が必要です。
- ②こんな前ぶれに注意を
 - 土砂災害の一般的な前ぶれは次のような現象です。
 - 土石流
 - 山鳴りがする
 - 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
 - がけ崩れ
 - 川の流れが濁ったり、流水が混ざりはじめる
 - がけ崩れ
 - がけからの水が濁る
 - がけに亀裂が入る
 - 小石がパラパラ落ちてくる
 - 地すべり
 - 地面にひび割れができる
 - 沢や井戸の水が濁る
 - 斜面から水が吹き出す
 - ③危険箇所は知っていますか
 - 家の近くにある土砂災害危険箇所を確認しておきましょう。
 - 安芸高田市のホームページのハザードマップで確認できます。
 - ④避難場所は決めていますか
 - 普段から家族全員で避難場所や避難する道順を決めておきましょう。災害が起きる時、家族全員が一緒とは限りません。避難場所を知っておけば安心です。安芸高田市のホームページのハザードマップで確認できます。
 - ⑤逃げ方を知っていますか
 - 土石流は速度が速いため、流れを背にして逃げたのでは追いつかれてしまいます。土砂の流れる方向に対して直角に逃げるのが大切です。
 - 被害を最小限に抑えるため、これらのことに注意して、早めの避難を心掛けましょう。

安芸高田市障害者基幹相談支援センターを 6月から開設します

社会福祉課 ☎42-5615

障害者基幹相談支援センターは、障害のある人のための第一次相談窓口として、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。

また、障害者虐待防止センターの相談受付窓口としての機能も有します。

お気軽にご相談ください。

場所	安芸高田市中央保健センター3階
対象者	障害児者(障害者手帳を取得していない場合や、難病の人も含む)、ご家族、支援者等
相談内容	様々な相談を受付ける「よろず相談窓口」です(生活のこと、福祉サービスのこと、就労のことなど)
開設時間	月曜日～金曜日の8時30分～17時15分
相談受付	電話：0826-47-1080[祝日、年末年始を除く]、0826-47-1083[障害者虐待防止センター・24時間対応] FAX：0826-47-1061 E-mail：kikansodan@ajisai.ne.jp

安芸高田市こども発達支援センターを 6月から開設します

子育て支援課 ☎47-1283

安芸高田市こども発達支援センターは、乳幼児の心身の発達について、必要な相談支援を行うことにより、乳幼児及び保護者の福祉の向上を図る目的で設置します。

子ども発達支援員等が、子どもの発達等の相談に応じ、発達段階に応じた日常生活の助言・指導、教室を開催し、健やかな発達を支援します。

場所	安芸高田市中央保健センター1階
対象者	安芸高田市内に住所を有する方で、発達に関して相談支援を必要とする乳幼児とその保護者
事業内容	乳幼児の心身の発達に関する相談支援、教室の開催
開設時間	月曜日～金曜日の8時30分～17時15分
相談受付	電話：0826-47-4151 FAX：0826-47-4144

寄付していただきました

総務課 ☎42-5611

社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会から四輪歩行車を寄付していただきました。

この四輪歩行車は市役所玄関に配置し、市役所内・文化センター内の高齢者の移動に役立らせていただきます。

ありがとうございました。



寄付していただいた四輪歩行車